　　　　　埼玉県老人福祉施設協議会　支部協議会設置運営規程

第１条 　この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第３７条第４項の規定に基づき、支部協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　本会の活動の充実強化と、円滑な運営に資するため、本会に１０の支部協議会を置く。

第３条　各支部に支部長、副支部長を置く。

２　支部長及び副支部長は、各支部の会員の互選により選出する。

３　支部長は支部を総理し、副支部長はこれを補佐する。

　　また、支部長に事故があるときは、副支部長がその任に当たる。

第４条　各支部協議会は、それぞれの支部協議会の実情に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

２　支部長は、活動状況、事業の実施結果を理事会に報告するものとする。

第５条　本会会計から支部協議会に対し、活動に必要な経費を交付する。

２　支部長は、支部協議会の会計を管理し、会計年度終了後、理事会に会計報告を行うものとする。

３　支部協議会会計の剰余金は、本会会計に戻し入れるものとする。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附　則

１　この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

別　表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 支部協議会 | 地　区　の　区　分  　　　　　　　　（構成市町村） |
| 北足立 | さいたま市、　蕨市、　戸田市、　川口市、　上尾市  伊奈町、　鴻巣市、　桶川市、　北本市 |
| 入間東 | 朝霞市、　志木市、　和光市、　新座市、　川越市  富士見市、　ふじみ野市、　所沢市、　三芳町、狭山市、  入間市 |
| 入間西 | 坂戸市、　鶴ヶ島市、　毛呂山町、　越生町、　鳩山町  飯能市、　日高市 |
| 比　企 | 東松山市、　滑川町、　嵐山町、　小川町、　ときがわ町、  川島町、　吉見町、　東秩父村 |
| 秩　父 | 秩父市、　横瀬町、　皆野町、　長瀞町、　小鹿野町 |
| 児　玉 | 本庄市、　美里町、　神川町、　上里町 |
| 大　里 | 熊谷市、　深谷市、寄居町 |
| 北埼玉 | 行田市、　羽生市、　加須市 |
| 埼葛南 | 草加市、　八潮市、　春日部市、　蓮田市、　越谷市  三郷市、　松伏町、　吉川市 |
| 埼葛北 | 久喜市、　白岡市、　幸手市、　宮代町、　杉戸町 |